

別紙１ 用語の定義

- (1) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本施設の管理に要する経費のことをいう。
- (2) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度開始日に締結する協定のことをいう。
- (3) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。
- (4) 「暴力団員等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員及び広島県暴力団排除条例第１９条第３項の規定による公表が現に行われている者をいう。
- (5) 「暴力団密接関係者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア その行ふべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
 - イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む。）
 - ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をし、しばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）
 - エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む。）
 - オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む。）
- (6) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更その他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。
- (7) 「法令」とは、法律、政令、省令、条例、規則及び正規の手続を経て公布された行政機関の規程をいう。
- (8) 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に対して支払われる施設利用料のことをいう。